○文部科学省令第十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第三条第五号の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　文部科学大臣　萩生田光一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （受給資格の認定及び通知等）<br>**第三条**　法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。第十条第二項及び第十一条第三項において同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第十一条第四項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。 | （受給資格の認定及び通知等）<br>**第三条**　法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項に規定する道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。第十条第二項及び第十一条第三項において同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第十一条第四項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。 |
| 2・3　［略］ | 2・3　［略］ |
| （生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）<br>**第七条**　［略］<br>2　令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあっては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。<br>一～三　［略］<br>3・4　［略］ | （生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）<br>**第七条**　［略］<br>2　令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。<br>一～三　［略］<br>3・4　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |